

「本場の本物」 審査・登録に関する料金表

一般財団法人 食品産業センター

「本場の本物」の審査・認定等に関する料金（消費税込み）は以下の通りである。

1. 審査料金

- (1) 1次審査料 10,000円

(付記) 書類審査に要する料金である。

- (2) 2次審査料 50,000円

(付記) 審査専門委員が申請者におけるプレゼンテーションならびに試食・試飲、商品パッケージ等から総合的に行う審査に要する料金である。

- (3) 最終審査料 50,000円

(付記) 審査専門委員が現地において審査し、審査専門委員会が最終的に合否を判定する審査に要する料金である。

(注1) 2次審査料は1次審査を通過した場合のみ必要な料金である。

(注2) 最終審査料は2次審査を通過した場合のみ必要な料金である。

(注3) 最終審査においては、審査専門委員等が現地調査を行い、産地をはじめ製造工程等を確認するため、それに要する旅費（事務局員分を含む）等については、申請者が実費負担する。

上記料金の支払いについては、1次審査料は公募期間内、2次審査料および最終審査料は、文書にて通知する期間内に振込を完了することとし、期間内に振込が完了しない場合は、審査対象外とする。

なお、同品目で「本場の本物」Ⅰ種ならびにⅡ種を同時申請する場合は、1品目の審査料とする。

また、審査の結果不合格となり、同品目を次年度以降再申請する場合は、その審査料金は半額とする（旅費等の実費は除く）。

上記料金については、審査結果等にかかわらず一度振込が完了した料金については、返却しない。

2. 登録料金

- (1) 登録料 50,000円

(付記) 認定後、制度の維持管理および情報発信等に要する料金である。

上記料金の支払いについては、毎年度始めに、センターが「本場の本物」に係る業務を委託先している「一般社団法人本場の本物ブランド推進機構」から通知する期間内に振込を完了する。

3. 振込先

下記の銀行口座に、最寄りの銀行から振込むこととする。

銀行名	三井住友銀行
支店名	池袋東口支店
預金種別	普通
口座番号	8918129
口座名義	一般社団法人本場の本物ブランド 推進機構

(注1) 振込手数料は、申請者ならびに認定者の負担とする。

(注2) 振込先は、「本場の本物」に係る業務の委託先である「一般社団法人本場の本物ブランド推進機構」とする。

以上